

防災構造

延焼のおそれのある部分

法第2条

小規模な自動車車庫等の延焼のおそれのある部分の取扱いについて

令和4年春期部会

小規模な自動車車庫等の延焼のおそれのある部分については次のとおり取り扱う。

附属建築物のうち、自動車車庫等(可燃性の燃料を使用するバイク(総排気量に関係なし)置場を含む)については、小規模なものであっても本体建築物においては延焼のおそれのある部分を生じるものとする。